

## ＜アートミーツケア学会誌投稿規程＞

1. アートミーツケア学会誌（以下「本誌」という。）に発表する論稿は、いずれも他に未発表のものに限る。
2. 本誌に論稿を発表しようとする者は、編集委員会（以下「委員会」という。）事務局に投稿申込用紙を送付してエントリーのうえ、期日までにコピー3部を送付する。
3. 原稿は所定の執筆要項に従うこととする。
4. 投稿論文掲載の可否については、委員会が依頼した査読者による査読結果を受けて委員会が決定する。その他（研究ノート、実践報告、評論等）の掲載の可否については委員会が決定する。
5. 原稿本体は、掲載決定後委員会からの通知に従い、原則としてテキストファイルデータで提出する。
6. 特に著者校正の希望がない場合には、委員会にて責了とする。著者による校正は初校のみとし、第2校以降は委員会で行う。
7. 投稿原稿は原則として返却しない。ただし、申し出があれば図版に限り返却する。
8. 本誌に発表された論稿は視覚障害、肢体不自由などの理由で書字へのアクセスが困難な人に対し、求めに応じてテキストファイルデータで提供される。詳細は本誌巻末および株式会社生活書院ホームページで告知する。
9. 本誌の著作権はアートミーツケア学会に帰属する。

## ＜執筆要項＞

### 1. 原稿の分量

投稿原稿の分量は次のとおりとする（いずれも400字換算。表題・図版・写真・注・文献リスト含む）

- (1) 論文：30～50枚
- (2) その他（研究ノート、実践報告、評論等）：30枚以内

### 2. 投稿の形式

投稿に際しては原稿のほか、投稿申込用紙に要約（400字以内）と3～5語のキーワード、その他必要事項を記載し、添付する。

### 3. 書式

- (1) 投稿原稿はすべて横書きとし、使用言語は、日本語とする。
- (2) A4版の用紙にワープロで見やすく印字し、ページ番号を付したものを送付する。
- (3) 文体は“である”調とし、原則として当用漢字、新仮名遣いを用いる。
- (4) 数字はアラビア数字を用い、数字および英字は半角とする。ただし、1けたの場合は全角とする。
- (5) 「、」「。」「（）」などの記号類は原則として全角とし、「(1)」のような場合のみ半角とする。
- (6) 句読点は「、」や「。」ではなく、「、」「。」とする。
- (7) 原則として西暦を用い、年号を使用する場合には「1985（昭和60）年」のように記す。
- (8) 原稿は、表題・本文・注・文献リストの順序で構成し、図版は添付する。

#### 4. 図版

- (1) 図版は、そのまま版下として使えるような明瞭なものを、原稿とは別の用紙に作成する。
- (2) 本文の余白部分に、およその挿入位置を指定する。原則として、1枚につき200字相当とする。

#### 5. 注・文献引用

(1) 注を用いる場合、該当箇所の上付き文字で1)、2)と通し番号を付し、本文の最後にまとめて記載する。

(2) 典拠した文献を示す注は、本文中の適切な箇所に[著者の姓 発行年]を記載する。文献からの引用を行った場合には、[著者の姓 発行年：引用ページ]とする。文献は以下の形式で文献リストを作成する。

- ・配列順序：著者のアルファベット順とする。
- ・単行本の場合：著者名（姓・名の順）、発行年、『書名』発行所名。
- ・翻訳本の場合：原書の著者名、発行年、書名、発行所名。（＝訳者名、発行年、『邦訳名』, 発行所名）
- ・雑誌の場合：著者名（姓・名の順）、発行年、「論文表題」『掲載雑誌名』巻号、発行所名。
- ・欧文雑誌名、書名はイタリック書体とし、「……発行所名：発行都市名。」というふうに発行都市名まで記載する。
- ・文献の本題と副題は「：」で区切る。

#### 6. 事例およびデータの取り扱い

(1) インタビューやその他フィールド調査から得た記述の場合、本文中で言及するか当該箇所に注を付してその旨（インタビューの実施年月日や場所、情報提供者の名前等）を表記する。

(2) 論稿の発表に先立ち調査協力者・情報提供者にはかならず了解を得るものとし、プライバシーの保護についてもあらかじめ相談・協議のうえで氏名・機関名の匿名化を行うなど配慮する。

#### 7. 写真・絵画・作品等の取り扱い

(1) 写真・絵画等を転載する場合、版元より転載に関する承諾を得るものとし、引用文献を末尾に明示する。

(2) 絵画・作品等を掲載する場合、作者あるいはクライアントより作品の掲載について承諾を得るものとし、その旨を本文中に記述する。後者の場合、プライバシーの保護についてもあらかじめ相談・協議のうえで氏名・機関名の匿名化を行うなど配慮する。

(3) 写真家によって撮影された絵画写真・作品写真等を掲載する場合、写真家に承諾を得るものとし、写真家の氏名も併せて掲載する。

(4) 臨床現場・実践現場で撮影された写真を掲載する場合、当該機関および写真の被写体より、写真の撮影や掲載について承諾を得るものとし、その旨を本文中に記述する。プライバシーの保護についてもあらかじめ相談・協議のうえで機関名・氏名の匿名化を行うなど配慮する。

#### 8. その他

不明な点や、上記の執筆要綱によることのできない事情のある方は、本会事務局にご相談ください。英文で投稿を希望される場合にも、ご相談ください。